

令和8年度山形県地域型食品企業等連携促進事業補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、県産農林水産物を活用した新たなビジネスの創出を推進するため、次条に掲げる事業者が県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6新食第2374号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、地域型食品企業等連携促進事業実施要領（令和7年3月31日付け6新食第2408号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「国要領」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で当該事業者に対し補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- （1）国要領第2で定義する地域連携推進支援コンソーシアムのうち、本県が設置するもの（以下「地域コンソーシアム」という。）に参画している食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）であって、国要領別記のうち、新商品等開発・販路開拓事業に係る間接補助事業者の要件を全て満たす者であること。
- （2）次条の規定により事業実施計画の承認を受けた者であること。

（事業実施計画の承認）

第3条 補助事業者は、第5条第1項の交付申請書の提出より前に、事業実施計画書（国要領別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（交付の対象及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、事業の内容、当該区分ごとの補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。なお、補助対象経費は、交付決定日以降の事業実施に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、補助事業者は、その理由を明記した交付決定前着手届出書（国要領別記様式第3号）を知事に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- 3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、

知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第1号）

(2) 収支予算書（別記様式第2号）

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に定める交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書に基づく交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の追加、中止又は廃止を伴う変更

(2) 補助金額の増を伴う変更

(3) 補助対象経費の合計額の30%を超える減

- 2 補助事業者は、規則第7条第1項第1号に定める知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号に定める補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 5 規則第7条第1項第2号の規定に定める知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 6 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在における補助事業の実施の状況について、補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）に事業の実施状況がわかる書類を添付の上、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。
- 7 規則第7条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。
- (1) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- (2) この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (4) 補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（国要綱別記様式第10号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（実績報告）

第8条 補助対象事業の実施期限は、補助事業実施年度の2月末までとし、規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
 - (3) 補助対象経費の支出を証する書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し
 - (4) 事業実施の内容及び成果（開発商品等）がわかる資料、パンフレット、写真等
- 2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書の交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定に基づき減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）を用いて速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の再確定）

- 第9条 補助事業者は、規則第15条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第15条第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（補助金の支払）

- 第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。
- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、当該事業の収益の状況について、補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、収益状況報告書（国要領別記様式第5号）により知事に報告しなければならない。

2 前項により報告を受け、国と協議した結果、相当の収益が生じたと認められる場合は、当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

(事業実施状況及び事業の評価の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の成果目標の達成に向けた事業実施状況及び成果目標の達成状況についての自らの評価を、事業実施状況及び評価報告書（国要領別記様式第4号）により、補助事業実施年度から目標年度までの間について、毎年、それぞれの年度の翌年度の6月末までに知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月24日から施行する。

別表

区分	事業の内容	補助対象経費	補助率	補助金の額
1 新商品等の開発	地域コンソーシアムにおいて組成された、新商品、新メニュー、新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等	新商品等の開発費 ・新商品等企画・実証・開発費 （データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等）	定額、1／2以内 ※補助事業者が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条に基づく安定取引関係確立事業活動、第8条に基づく流通合理化事業活動計画、第9条に基づく環境負荷低減事業活動計画及び第10条に基づく消費者選択支援事業活動計画のいずれかの認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれる場合は、定額とする。	補助対象経費の合計額に左記の補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか低い額
2 販路開拓の実施	1で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展	販路開拓費 ア. 消費者評価会実施費 ・会場借料 ・資料印刷費 ・アンケート調査票印刷費 ・集計整理賃金等 イ. 販売促進展開費 ・出展料 ・出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。） ・商品紹介資料印刷費 ・展示品輸送費 ・インターネットを活用した試験販売費 ・消耗品費等		

別記様式第1号

事業計画（実績）書

設 立 年 月 日	
申 請 者 の 営 む 主 な 事 業	
補 助 事 業 等 の 内 容	
補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）	
備 考	

- 注 1 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあっては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 3 「補助事業等の実施により見込まれる効果（補助事業等の成果）」欄には、交付申請においては補助事業等の実施により見込まれる具体的な効果を、実績報告においては補助事業等の実施により得られた具体的な成果を記載すること。

別記様式第 2 号

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他				
合 計				

2 支出の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
合 計				

- (注) 1 収入と支出の金額が一致するように作成すること。
- 2 必要に応じて、行を追加すること。
- 3 収支予算書には、「精算額」「増減」の欄は空欄とすること。
- 4 収支精算書には、「精算額」「増減」の欄を実績に基づき記入すること。
- 5 補助金交付申請時は、補助金の交付先となる口座の通帳（表紙及び表紙中）のコピーを添付すること。
- 6 収支精算書には、支出の状況を確認できる証拠書類の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域型食品企業等連携促進事業計画変更承認
(及び補助金変更交付) 申請書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金変更交付申請額（補助金の額の変更がある場合）

既交付決定額 (A)	今回変更増△減額 (B)	変更交付申請額 (A) + (B)
円	円	円

(注) 関係書類は、事業実施計画書（国要領別記様式第 2 号）とし、変更前と変更後を比較対照できるように両者を二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域型食品企業等連携促進事業中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域型食品企業等連携促進事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業の遂行について指示を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により報告します。

記

1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由

2 遂行状況
別紙のとおり

別記様式第 5 号（別紙）

事業計画		遂行状況				差引残事業		
交付対象 事業費	補助金	交付対象 事業費	補助金	出来高	確認年月日	交付対象 事業費	補助金	完了予定 年月日

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域型食品企業等連携促進事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で額の確定の通知があった標記補助金について、山形県
地域型食品企業等連携促進事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

1	規則第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

補助事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

〇〇年度山形県地域型食品企業等連携促進事業補助金概算払請求書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
今回概算払請求額	円

(概算払が必要な理由)

(振込先)
金融機関名：

支 店 名：

種 別：

名義人氏名：